

青森県
新型インフルエンザ
住民対応
マニュアル

【第1版】

(平成19年3月28日版)

青 森 県

目 次

はじめに	1
1．目的	1
2．実施時期	1
3．本マニュアルの見直し等	1
各種情報提供	2
1．未発生期	2
2．海外発生期	3
3．国内発生期	6
4．県内発生・小流行期	9
5．県内流行期・大規模流行期	12
6．県内流行終息期	14
各種相談体制	15
医療機関等	16
<参考> 主な備蓄品（2週間程度必要）	18

はじめに

1	目的
---	----

本マニュアルは、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)の「情報提供体制」について、その内容を具体化するものであり、県民等に対し鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの基本的知識やその予防策等について情報を提供することによって、正しい知識の普及等に資するほか、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザへの感染防止並びにまん延防止などを図ることを目的とする。

2	実施時期
---	------

本マニュアルは、「未発生期」から、速やかに実施するものとする。

3	本マニュアルの見直し等
---	-------------

本マニュアルは、国、国立感染症研究所等から、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する詳細な情報や世界保健機関(WHO)等の国外の情報収集源からの情報を収集し、既に確認されている鳥インフルエンザや新型インフルエンザ(*)の臨床症状、疫学情報等が新たに示された都度、必要な修正・追加等を行うなど、直ちに見直すものとする。

* 現時点では、鳥インフルエンザ患者の症状から推定し、「新型インフルエンザ」の症状を、38 以上の発熱かつ呼吸器症状(激しい咳、呼吸困難など)としており、これに発生地から来航したこと等の疫学条件が付加される。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、少なくとも、PCR検査による確定診断は可能という前提をしている。(「新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン(案)」(平成17年12月27日版 厚生労働省))

各種情報提供

新型インフルエンザ対策として、県民に対する各種情報提供は、各フェーズごとに、次のとおり実施する。

1	未発生期
---	------

当該発生期においては、新型インフルエンザの予防にも有効と考えられる個人的予防策（注）等について情報提供する必要がある。

なお、現在新型インフルエンザとなる可能性が最も高いとされている鳥インフルエンザ（H5N1型）についても、必要に応じて、情報提供する。

注 感染の有無にかかわらず、患者全ての血液、分泌液、排泄物から感染があるものとして考え、手洗い、個人的防護具（マスク、手袋等）の使用などを行う感染予防策。

方法

1 情報提供

個人的予防策情報の提供

県民に対し、「うがい・手洗いの実施」、「マスク等の着用」の必要性を呼びかける。

2 県ホームページの「青森県結核・感染症情報ネット」上へ情報を掲載する。

2 海外発生期

当該発生期においては、WHOから新型インフルエンザの発生宣言がなされることになっており、新型インフルエンザの海外からの流入対策として、WHOの域内感染指定地域への渡航の自粛を呼びかけるとともに、発生地域からの帰国者は、検疫所及び保健所に相談するとともに、自発的に感染症指定医療機関等で受診する必要がある。

従って、この段階で、県に設置される「青森県健康危機対策本部」（本部長：副知事）において、「感染予防策周知広報用」例文を広報し、感染予防を図る。

併せて、県民への新型インフルエンザに対する注意喚起と正しい知識の普及啓発及び不安解消を目的とした広報活動を行い、将来想定される風評被害やパニック発生の防止に努めることとする。

具体的には、新型インフルエンザの海外発生情報、基本的知識及びその個人的予防策（注）等について、県民に情報提供する。

注 感染の有無にかかわらず、患者全ての血液、分泌液、排泄物から感染があるものとして考え、手洗い、個人的防護具（マスク、手袋等）の使用などを行う感染予防策。

方法

- 1 情報提供（県保健衛生課 青森県健康危機対策本部広報担当者（スポークスパーソン 記者会見・投込み 各保健所）

海外での患者発生状況

海外で発生した新型インフルエンザ患者の状況（発生国及び人数等）を発表する。

個人的予防策情報の提供

県民に対し、「うがい・手洗いの実施」、「マスク等の着用」の必要性を呼びかける。

各種相談窓口の情報の提供

各種相談の窓口となる県内保健所の住所、電話番号等の情報を提供する。

医療機関情報の提供

感染症指定医療機関等の情報を提供する。

食料等の備蓄情報の提供

県民に対し、大規模流行期に備え、「食料、水、医薬品、ラジオ、懐中電灯、電池等」の備蓄の必要性を呼びかける。＜主な備蓄品参照＞

2 感染予防策周知広報（県保健衛生課 青森県健康危機対策本部（及び各保健所）記者会見）

発生地域からの帰国者に対し、自発的な感染症指定医療機関等での受診を呼びかける。

の受診者等に対し、保健所等が実施する疫学調査等の協力を要請する。

上記1の から の情報の提供

なお、感染予防策周知広報を発表する時点で、その内容を各保健所に（FAX等により）通知することとする。

3 県ホームページの「青森県結核・感染症情報ネット」（及び必要に応じて「緊急情報」）上へ情報を掲載する。

4 パスポート申請窓口にて、海外での発生状況を紹介する資料を備え付け、海外渡航する県民に危険情報を提供する。

（感染予防策周知広報用例文）

新型インフルエンザ感染予防対策について

新型インフルエンザは、これまで10年から40年の周期で現れ、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしてきました。これらは、全て鳥のインフルエンザが突然変異を起こしてヒトに感染するようになったものです。

現在、海外では、新型インフルエンザのヒトへの感染が確認され、死亡例が発生しております。

なお、発生が確認された地域での新型インフルエンザ患者は、38以上の発熱かつ（激しい咳、呼吸困難などの）呼吸器症状を呈しており、発生地域からの帰国者は、これらの症状に十分注意する必要があります。

従って、発生地域への渡航を自粛するとともに、発生地域からの帰国者は、検疫所あるいは保健所に相談するとともに、自発的に感染症指定医療機関等で受診するようにしてください。

また、その際は、保健所や医療機関が行う（疫学）調査等についても協力してくださるようお願いいたします。

なお、受診者本人及びその（家族等周囲の）接触者は、患者の血液、分泌液、排泄物からの感染にも注意する必要があります。手洗い、個人的防護具（マスク、手袋等）の使用などを行う個人的感染予防策をとる必要があります。

平成 年 月 日

青森県健康危機管理対策本部長

(青森県健康福祉部保健衛生課)

3 国内発生期

当該発生期においては、県民への新型インフルエンザに対する注意喚起と正しい知識の普及啓発及び不安解消を目的とした広報活動を行い、将来想定される風評被害やパニック発生の防止策を強化する必要がある。

従って、この段階（国内で新型インフルエンザ患者の発生が確認された）では、県に「青森県危機対策本部」（本部長：知事）を設置し、「発生宣言」を行い県の対策を表明する。

また、専任の広報担当者（スポークスパーソン）を決定し、必要に応じて随時、県民に対し情報提供・広報を行う。

具体的には、新型インフルエンザの国内発生情報、基本的知識及びその個人的予防策（注）等について、県民に情報提供し、その予防策等の周知を図る。

注 感染の有無にかかわらず、患者全ての血液、分泌液、排泄物から感染があるものとして考え、手洗い、個人的防護具（マスク、手袋等）の使用などを行う感染予防策。

方法

1 情報提供（県保健衛生課 青森県（健康）危機対策本部広報担当者（スポークスパーソン 記者会見・投込み 各保健所）

国内の患者発生状況

国内で発生した新型インフルエンザ患者の状況（発生都道府県及び内容等）を発表する。

なお、これまでの情報から流行期間を予測できる場合は、その情報を提供する。

また、特徴的な症例があり、従来型と区別できる場合は、その症例（定義）についても情報を提供する。

個人的予防策情報の提供

県民に対し、「うがい・手洗いの実施」、「マスク等の着用」の必要性を呼びかける。

食料等の備蓄情報の提供

県民に対し、大規模流行期に備え、「食料、水、医薬品、ラジオ、懐中電灯、電池等」を備蓄するよう呼びかける。＜主な備蓄品参照＞

「外出の自粛」の励行

県民に対し、不要な外出を控えることの必要性を呼びかける。

各種相談窓口の情報の提供

各種相談の窓口となる県内保健所の住所、電話番号等の情報を提供する。

医療機関情報の提供

感染症指定医療機関等の情報を提供する。

- 2 発生宣言発表（県保健衛生課 青森県危機対策本部（及び各保健所） 記者会見）

上記1の から の情報の提供

なお、発生宣言を発表する時点で、その内容を各保健所に（FAX等により）通知することとする。

- 3 県ホームページの「青森県結核・感染症情報ネット」（及び必要に応じて「緊急情報」）上へ情報を掲載する。

- 4 パスポート申請窓口にて、海外での発生状況を紹介する資料を備え付け、海外渡航する県民に危険情報を提供する。

（「発生宣言」例文）

新型インフルエンザ発生宣言

この度、国より国内で新型インフルエンザ患者の発生が確認されたとの連絡があったことから、「新型インフルエンザ発生」を宣言することとなりました。
（今回の新型インフルエンザは、おおよそ 週間程度流行すると予測されております。）

県民の皆様には、次のことに注意し、冷静に対応していただくようお願いいたします。

- 1 平成 年 月 日時点で、国より新型インフルエンザ患者が国内で発生したとの連絡がありました。

患者さんは、（都道府）県在住の 歳代の 性で、現在、（都道府）県内の病院で入院治療を受けおり、病状は であると聞いております。

- 2 県民の皆様は「うがい・手洗い」や「マスク等の着用」といった個人的予防策を行うようにしてください。

4 県内発生・小流行期

当該発生期においては、県内でも新型インフルエンザの患者が発生する状況となり、それを確認した段階で、「青森県危機対策本部」において「流行警戒宣言」を行い、県民に協力要請する。

なお、必要に応じて随時、県民に対し正確な情報提供を行うと同時に、各自が行うことのできる対処法等について県民へ協力の呼びかけを行い、パニックの発生防止に努める。

方法

1 流行警戒宣言発表（県保健衛生課 青森県危機対策本部（及び各保健所） 記者会見）

県内の患者発生状況

県内で発生した新型インフルエンザ患者の状況（発生地域及び内容等、ただし、個人情報には配慮する）を発表する。

また、これまでの（外国での流行パターン等の）情報から流行期間を予測できる場合は、その情報を提供する。

個人的予防策の勧奨

県民に対し、「うがい・手洗いの実施」、「マスク・手袋等の着用」を要請する。

食料等の備蓄の勧奨

県民に対し、大規模流行期に備え、「食料、水、医薬品、ラジオ、懐中電灯、電池等」を備蓄するよう要請する。＜主な備蓄品参照＞

活動自粛要請

大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、設置者及び事業者に対し、原則全ての活動の自粛を要請する。

「外出の自粛」の励行

県民に対し、不要な外出を控えることを励行する。

なお、流行警戒宣言を発表する時点で、その内容を各保健所に（FAX等により）通知することとする。

2 情報提供（県保健衛生課 青森県危機対策本部広報担当者（スポークスパーソン） 記者会見・投込み 各保健所）

上記 から の情報の提供
各種相談窓口の情報の提供
各種相談の窓口となる県内保健所の住所、電話番号等の情報を提供する。
医療機関情報の提供
感染症指定医療機関及び協力医療機関等の情報を提供する。

3 県ホームページの「緊急情報」(及び「青森県結核・感染症情報ネット」)上へ
情報を掲載する。

(「流行警戒宣言」例文)

新型インフルエンザ流行警戒宣言

この度、県内で新型インフルエンザ患者の発生が確認されたことを受け、本
県において、「新型インフルエンザ流行警戒」を宣言することとなりました。

今回の新型インフルエンザは、おおよそ 週間程度流行すると予測されてお
ります。

県民の皆様には、次のことに注意し、冷静に対応していただくようお願いい
たします。

1 平成 年 月 日時点で、新型インフルエンザ患者が県内で発生したこ
とが確認されました。

患者さんは、保健所管内の 市(町村)在住の 歳代の 性で、
現在、市内の病院で入院治療を受けており、病状は です。

2 県民の皆様は、「うがい・手洗いの実施」や「マスク・手袋等の着用」と
いった個人的予防策を行ってください。

3 県民の皆様は、大規模流行期に備え、「食料、水、医薬品、ラジオ、懐中
電灯、電池等」を備蓄するようにしてください。

4 大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、設置者及び
事業者の皆様は、原則として全ての活動を自粛してください。

5 県民の皆様は、不要な外出は控えるようにしてください。

平成 年 月 日

青森県危機管理対策本部長

(青森県健康福祉部保健衛生課)

当該発生期においては、県内における感染が危機的に拡大（パンデミック）する状況となり、厚生労働大臣の非常事態宣言を受けて、「青森県危機対策本部」において「緊急事態宣言」を行い、県民に協力要請（場合によっては勧告等）する。

なお、必要に応じて随時、県民に対し情報提供・協力要請（場合によっては勧告等）を行う。

方法

1 緊急事態宣言発表（県保健衛生課 青森県危機対策本部（及び各保健所） 記者会見）

県内の患者発生状況

県内の新型インフルエンザ患者の発生状況を発表する。

活動自粛勧告

大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、設置者及び事業者に対し、原則全ての活動の自粛を勧告する。

臨時休業要請

全ての学校・通所施設及び休業可能な企業等について、臨時休業を行うよう設置者に対して要請する。

個人的予防策の徹底

県民に対し、「うがい・手洗いの徹底」、「マスク・手袋等の着用の徹底」を要請する。

「外出の自粛」の勧奨・勧告

県民に対し、不要な外出を控えることを徹底するよう勧奨する。

なお、インフルエンザ症状の認められた従業員の出勤の停止（医療機関の受診）を事業主に勧告する。

なお、緊急事態宣言を発表する時点で、その内容を各保健所に（FAX等により）通知することとする。

2 情報提供（県保健衛生課 青森県危機対策本部広報担当者（スポークスパーソン） 記者会見・投込み 各保健所）

上記 から の情報の提供

医療機関情報の提供

診療可能な医療機関及び大型施設等の情報を提供する。

ライフライン情報の提供

必要に応じて、電気、水道、ガス等の状況を提供する。

- 3 県ホームページの「緊急情報」(及び「青森県結核・感染症情報ネット」)上へ情報を掲載する。

(「緊急事態宣言」例文)

新型インフルエンザ緊急事態宣言

この度、厚生労働大臣が発表した「新型インフルエンザ非常事態宣言」を受け、本県においても、「新型インフルエンザ緊急事態」を宣言することとなりました。

県民の皆様には、次のことに注意し、冷静に対応していただくようお願いいたします。

- 1 現在、県内の新型インフルエンザ患者は 名となっております。
- 2 大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、設置者及び事業者の皆様は、原則として全ての活動を自粛してください。
- 3 全ての学校・通所施設及び休業可能な企業等の設置者の皆様は、臨時休業して下さるようお願いいたします。
- 4 県民の皆様は「うがい・手洗い」や「マスク・手袋等の着用」といった個人的予防策を徹底してください。
- 5 県民の皆様は、不要な外出を控え、自宅で待機することを徹底してください。
- 6 従業員にインフルエンザ症状の認められた場合、事業主の方はその従業員の出勤を停止するとともに、医療機関を受診するよう指導してください。

平成 年 月 日

青森県危機管理対策本部長

(青森県健康福祉部保健衛生課)

6 県内流行終息期

当該発生期においても、必要に応じて随時、県民に対し情報提供・協力要請（場合によっては勧告等）を行い、県民に協力要請（場合によっては勧告等）を継続する。

方法

- 1 情報提供（県保健衛生課 青森県危機対策本部広報担当者（スポークスパーソン） 記者会見・投込み 各保健所）

県内の患者発生状況

県内の新型インフルエンザ患者の発生状況を発表する。

活動自粛勧告

大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、設置者及び事業者に対し、原則全ての活動の自粛を勧告する。

臨時休業要請

全ての学校・通所施設及び休業可能な企業等について、臨時休業を行うよう設置者に対して要請する。

個人的予防策の徹底

県民に対し、「うがい・手洗いの徹底」、「マスク・手袋等の着用の徹底」を要請する。

「外出の自粛」の勧奨・勧告

県民に対し、不要な外出を控えることを徹底するよう勧奨する。

なお、インフルエンザ症状の認められた従業員の出勤の停止（医療機関の受診）を事業主に勧告する。

医療機関情報の提供

診療可能な医療機関及び大型施設等の情報を提供する。

ライフライン情報の提供

必要に応じて、電気、水道、ガス等の状況を提供する。

- 2 県ホームページの「緊急情報」（及び「青森県結核・感染症情報ネット」）上へ情報を掲載する。

各種相談体制

別添「青森県新型インフルエンザに関する相談対応マニュアル」に基づき対応する。

【各種相談窓口】

連絡先名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
東地方保健所	青森市造道3-25-1	017	741-8116	742-7250
弘前保健所	弘前市大字吉野町4-5	0172	33-8521	33-8524
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178	27-5111	27-1594
五所川原保健所	五所川原市末広町14	0173	34-2108	34-7516
上十三保健所	十和田市西二番町10-15	0176	23-4261	23-4246
むつ保健所	むつ市大湊新町11-6	0175	24-1231	24-3449
青森市保健所	青森市造道3-25-1	017	765-5200	765-5202
保健衛生課	青森市長島1-1-1	017	734-9284	734-8047

なお、【鶏の病気や衛生管理に関する相談窓口】及び【野鳥の異常死に関する相談窓口】については、青森県庁ホームページ内の「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」-「5 県の相談窓口について」(URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/nourin/chikusan/infuru.html>)を参照すること。

医療機関等

1 指定医療機関

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178	72-5111	72-5115
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176	23-5121	23-2999
むつ総合病院	むつ市小川町1-2-8	0175	22-2111	22-4399

2 協力医療機関

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
国立病院機構青森病院	青森市浪岡女鹿沢字平野155	0172	62-4055	62-7289
青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	017	726-8111	726-8325

3 入院治療を担当する大型施設（医療法等関係法令の適用が可能であることを前提）

大型施設名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号

医療機関名の登載については、最初は無用の混乱を避けるために、「感染症指定医療機関」及び「協力医療機関」のみを掲載し、必要に応じてSARS対策時の対応等を参考に対応可能な医療機関を追加していくこととしたい。

4 地域の医療機能の維持の観点から、主として高度先進医療を担当し、原則として新型インフルエンザ患者（有症者）の一般外来・入院に対応しない病院

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
弘前大学医学部 附属病院	弘前市本町53	0172	33-5111	

<参考> 主な備蓄品（2週間程度必要）

食 料

米、切りもち、めん類（乾めん）、めんつゆ、砂糖、塩、しょうゆ、インスタントラーメン、レトルト食品（カレー、おかゆ、みそ汁など）、缶詰（くだもの、魚、コンビーフなど）、缶入りドロップ、チョコレート、コーンフレーク、ジャム、ミネラルウォーター、ペットボトル飲料（お茶、スポーツドリンクなど）、粉末飲料、粉ミルク、離乳食

日用品・医療品

常備薬（鎮痛剤、胃薬、風邪薬など）、マスク、包帯、ガーゼ、ゴム手袋、うがい薬、水枕、冷却枕、洗剤・漂白剤、消毒用アルコール、カセットコンロ・ボンベ、懐中電灯、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、保湿ティッシュ、生理用品、ビニール袋、洗濯ロープ、ペットフード、多少の現金

「パンデミック・フルー」（講談社、岡田晴恵著）から